

償還（返済）免除についてのよくある質問

Q1：特例貸付の免除になる人は、どのような人ですか。

A1：令和4年度に償還免除の申請ができる人は、令和4年3月までに「緊急小口資金」または「総合支援資金（初回）」を借り入れた方です。
 令和3年度または令和4年度に「借りた人」と「借りた人の世帯主」の両方とも、「同じ年度」の「住民税均等割・所得割どちらも非課税（住民税を支払う必要がない）」の場合、償還免除となります。

「課税証明書」（または非課税証明書）

令和3年度：令和3年6月頃に発行可能となる証明書（令和2年1月～12月分の所得が記載）

令和4年度：令和4年6月頃に発行可能となる証明書（令和3年1月～12月分の所得が記載）

Q2：償還免除の申請には、どのような書類が必要ですか。

A2：償還免除の申請対象となる人へは、償還免除申請についてのご案内を送付しています。
 償還免除申請を希望する方は、次の書類を本会へ送付してください。

- ①償還免除申請書（本会から送付しています）
- ②世帯全員の住民票（世帯全員が載っていて、世帯主の氏名・続柄がわかり、免除申請時から3か月以内に発行したもの）
- ③住民税課税証明書（または非課税証明書）
 - ※1 「借りた人」と「借りた人の世帯主」の両方とも「同じ年度」の発行のもの
 - ※2 「課税証明書」の「課税額」の欄が「ゼロ」であること。空欄は不可。

あなたの状態	誰の非課税証明書が必要か
借りた人と世帯主が同一である	借りた人のみ
借りた人と世帯主は別である	借りた人と世帯主両方
借りた時は別世帯だったが、婚姻等で世帯状況が変化した。（例：結婚により、配偶者が世帯主となった場合 等）	借りた人のみ（※）

※この場合、世帯主が課税であっても借りた人の住民税が非課税であれば償還免除の対象になります。なお、世帯状況が変更された日を確認するため、非課税証明書と併せて「世帯主の転入日が記載された住民票」の提出が必要です。

Q3：償還免除を申請する貸付が複数ある場合、必要書類は、複数枚必要ですか。

A3：償還免除申請書は、それぞれの貸付資金種類ごとに提出してください。
 緊急小口資金と総合支援資金（初回）の両方の貸付について償還免除申請をする場合は、それぞれの償還免除申請書とその他の必要書類を提出いただくようになります。
 なお、住民票と課税証明書（または非課税証明書）については、それぞれ原本が1通あれば、その他はコピーで大丈夫です。

Q 4：償還免除申請書類を書き間違えた場合は、どのようにしたらよいですか。

A 4：間違えた箇所を二重線で消し、余白部分に正しい内容を記入してください。
なお、訂正印は不要です。

Q 5：償還免除の申請は、いつまでですか。

A 5：令和4年（2022年）8月31日（当日消印有効）までです。

Q 6：償還免除申請の結果は、いつ頃わかりますか。

A 6：令和4年（2022年）10月末までに、郵送にて結果を通知する予定です。
なお、償還免除申請の結果について、電話でお問い合わせいただいてもお答えすることはできません。

Q 7：借りた人が亡くなっている場合、償還免除になりますか。

A 7：償還免除の要件に該当します。
相続人等は、借りた人が亡くなったことが客観的にわかる書類（戸籍謄本）と現況変更届（様式は本会HPからダウンロード可）を本会宛に送付してください。
なお、亡くなった後に本会から送金された貸付金については償還免除にはなりません。

Q 8：生活保護を受けるようになった場合、償還免除の対象になりますか。

A 8：貸付を受け終わってから生活保護を受給するようになった場合は、償還免除要件に該当します。
生活保護受給による償還免除の申請は、償還開始日以降に申請をしていただきます。

Q 9：償還免除にならなかった場合、どうしたらよいですか。

A 9：借りたお金を償還（返済）していただきます。
償還（返済）開始が近づきましたら、本会から償還（返済）に関するご案内を送付いたしますので、ご確認ください。
なお、口座振替依頼書を提出している場合は、令和5年（2023年）1月以降に指定の口座から引き落としさせていただきます。
口座振替依頼書を提出していない場合は、本会から払込票を送付いたします。